

【重要】 保険証の取扱いについて

○保険証の取扱いについては、下記事項を厳守して下さい。

一、 保険証を他人に貸与しないこと。

不正に使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

二、 資格喪失時は、直ちに保険証を返還してください。

(返送先：京都府京都市下京区高砂町 381 - 1 アイフル健康保険組合)

- ・喪失日の翌日からは「アイフル健康保険組合」の被保険者ではなくなります。退職者が保険証を返還せずに、当組合の保険証で受診した場合は、保険証の不正使用となり、医療費の全額を返還していただきます。

○アイフル健康保険組合の被扶養者について

I. 健康保険の被扶養者として認められるのは、被保険者の収入によって生活している、一定範囲内の親族です。

対象者の年収が「130万円未満(60歳以上又は一定の障害者の場合は180万円未満)かつ被保険者の年収の半分未満」であることが、おたがいの生計維持関係を判断する際の目安とされています。

II. 現在、被扶養者となっている方が、次の要件に該当した場合は、速やかに健康保険被扶養者(異動)届に被保険者証を添えてアイフル健康保険組合に提出していただきますようお願いいたします。

(被扶養者となっている方が)

- ・就職したとき
- ・雇用保険失業給付(基本日額 3,611円以上)を受給するとき
- ・被扶養者の年収が130万円以上と見込まれたとき
- ・結婚したとき
- ・死亡したとき

(被保険者が)

- ・別居している被扶養者(父母・祖父母・弟妹など)への仕送りをやめたとき
- ・被保険者自身より収入の多い方と結婚(内縁含む)したとき など

III. 仕送りは必ず証明できるもので行ってください。

アイフル健康保険組合では、年に1度、被扶養者の資格確認を行うようにしております。その証明として別居の方に関しては、振込伝票の写し・現金書留の写しなど第三者から見ても分かるものをご提出いただきます。(手渡しは認められません)公平な健康保険事業運営を行なう為に被保険者が行なう申請作業ですので、何卒、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

※もし、届出を提出しなかった場合

健康保険被扶養者(異動)届を提出せず、そのまま医療機関等で治療等を受けた場合、被扶養者としての資格を喪失したと認められる日以降のかかった**医療費(健保負担分)を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。**

■(ご注意)国民年金第3号被保険者について

当健保組合へ配偶者の被扶養者申請が1ヶ月以上遅れて提出された場合、国民年金第1号被保険者または国民年金第3号被保険者への種別変更の届出が必要となる場合がございます。種別変更の手続きは、ご本人が住民票のある市町村役場の国民年金担当窓口で行う必要があります。該当すると見込まれる方には、その旨をお知らせいただきますようお願いいたします。もし、届出を提出しなかった場合は、種別変更の届出を忘れずと、年金が減額されたり、受け取れなくなることもありますのでご注意ください。

〒600-8420 京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

内線:1697 外線:075-353-0211(9:30~18:00土日祝休)

アイフル健康保険組合 <<http://www.aifulkenpo.or.jp/>>